

独立行政法人国立青少年教育振興機構役員給与規程

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第2-1号

平成21年6月1日	一部改正	平成21年12月1日	一部改正
平成22年8月1日	一部改正	平成22年12月1日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正	平成24年3月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正	平成26年12月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正	平成28年3月10日	一部改正
平成28年12月5日	一部改正	平成29年12月15日	一部改正
平成30年12月11日	一部改正	令和元年12月4日	一部改正
令和2年11月27日	一部改正	令和4年6月13日	一部改正
令和4年12月5日	一部改正	令和5年4月1日	一部改正

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(役員給与)

第2条 役員給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当及び期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 役員給与（通勤手当、寒冷地手当及び期末特別手当を除く。）は、毎月17日（以下この項において、毎月17日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるとき 15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは18日）
- (2) 支給定日が土曜日に当たるとき 16日（その日が休日に当たるときは15日）
- (3) 支給定日が休日かつ月曜日にあたるとき 18日

2 通勤手当の支給日は、独立行政法人国立青少年教育振興機構職員給与規程（平成18年規程第2-4号。以下「職員給与規程」という。）第4条第2項に規定する常勤職員の例に準じて定める。

3 寒冷地手当は、11月から翌年の3月までの毎月17日（以下この項において、毎月17日を「支給定日」という。）に支給する。ただし、支給定日が、次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる日に支給する。

- (1) 支給定日が日曜日に当たるとき 15日（その日が休日に当たるときは18日）
- (2) 支給定日が土曜日に当たるとき 16日（その日が休日に当たるときは15日）
- (3) 支給定日が休日かつ月曜日にあたるとき 18日

4 期末特別手当は、6月30日及び12月10日（以下この項において6月30日及び12月

10日を「支給定日」という。)に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(本給)

第4条 常勤役員の本給月額、次の表に掲げるとおりとする。

号 給	本 給 月 額
1	6 3 4 , 0 0 0
2	7 0 6 , 0 0 0
3	7 6 1 , 0 0 0
4	8 1 8 , 0 0 0
5	8 9 5 , 0 0 0
6	9 6 5 , 0 0 0

2 常勤役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 5号給以上
- (2) 理 事 2号給以上4号給以内
- (3) 監 事 1号給以上3号給以内

3 理事長は、理事及び監事の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項に定める号給を超えて本給を決定することができる。

(地域手当)

第5条 地域手当は、職員給与規程第21条第1項に規定する地域手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額、職員給与規程第21条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程第23条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の額は、職員給与規程第23条第2項から第4項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第24条第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額、職員給与規程第24条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

(特勤手当等)

第8条 特地勤務手当等は、職員給与規程第25条第1項及び第26条第1項に規定する特地勤務手当等の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、特地勤務手当等の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

(寒冷地手当)

第9条 寒冷地手当は、職員給与規程第33条第1項に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

(期末特別手当)

第10条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ第3条第4項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額を基礎として、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

- 3 期末特別手当の支給にあたり、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるために退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合においては、前項に規定する在職期間には、その者の国家公務員としての在職期間を含むものとする。

- 4 役員が基準日前1月以内に退職をし、その退職に引き続いて国家公務員となった場合においては、第1項の規定にかかわらず、当該役員には期末特別手当は支給しない。

- 5 第2項の規定による期末特別手当の額は、文部科学大臣が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

- 6 期末特別手当の一時差止処分等の取扱いについては、職員給与規程第31条第4項の規定を準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

第11条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

理 事 月額 60,000円

監 事 月 額 60,000円

- 2 理事長は、非常勤役員の職務及び勤務形態等を勘案して必要と認める場合は、前項に定める額を超えて手当額を定めることができる。

(月の中で就任又は退職した場合の給与)

第12条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する就任当月分の本給、地域手当、特地勤務手当等及び非常勤役員手当（以下この条において「本給等」という。）は、それぞれの日額に月の初日からその者が役員となった日の前日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給等の月額から控除した額とする。

- 2 月の末日以外の日において退職した役員に支給する退職当月分の本給等は、それぞれの日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日に至るまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給等の月額から控除した額とする。ただし、死亡した者に対する当月分の給与は、当月分の本給等の月額の全額を支給する。

(給与の日額)

第13条 前条に規定する日額は、当該月額を当該月の土曜日及び日曜日以外の日で除して得た額とする。

(給与の支払方法)

第14条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第15条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(旧法人から引き続き役員に任命された者の本給月額等の特例について)

- 2 施行日の前日に旧独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター役員であった者で、引き続き機構の役員である者の、当該機構の役員として受ける本給月額が、同日において受けていた俸給月額（平成21年12月1日において役員である者にあつては、当該俸給月額に100分の98.94を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる役員には、本給月額及びその差額に相当する額の合計額を本給として支給する。

- 3 前項の規定による本給を支給される役員に関する第5条第2項の規定による職員給与規程第21条第2項の額の支給割合は100分の12とする。
- 4 第2項の規定による本給を支給される役員に関する第10条第2項の規定の適用については、同条同項中「本給の月額」とあるのは「本給の月額と附則第2項の規定による本給との合計額」とし、平成18年6月期における在職期間は施行日の前日に在職する期間を通算するものとする。
- 5 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第24号）附則第9条の規定による独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「旧法人」という。）の解散に伴い、旧法人の役員を退職し、引き続き機構の役員に任命された者の第10条第2項の規定による平成18年6月期における在職期間は旧法人の在職期間を通算するものとする。
（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 6 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第10条第2項又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
- （1） 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤の役員となった者にあつては、その常勤の役員となった日）において常勤の役員が受けるべき本給、地域手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- （2） 平成21年6月において常勤の役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）
- （その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則
この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則
（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第10条第2項又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤の役員となった者にあつては、その常勤の役員となった日）において常勤の役員が受けるべき本給、地域手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月1日において常勤の役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）

(その他)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。
(平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第10条第2項又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に常勤の役員となった者にあつては、その常勤の役員となった日）において常勤の役員が受けるべき本給、地域手当、単身赴任手当（職員給与規程第24条第2項各号に定める額を除く。）及び特地勤務手当（同規程第26条の規定による手当を含む。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月1日において常勤の役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において常勤の役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(独立行政法人国立青少年教育振興機構役員給与規程の特例)
- 2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、独立行政法人国立青少年教育振興機構役員給与規程(以下「役員給与規程」という。)第4条第1項に掲げる本給表の適用を受ける役員に対する本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、役員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 特地勤務手当 当該役員の本給月額に対する特地勤務手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 特地勤務手当に準ずる手当 当該役員の本給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額(端数計算)
- 4 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされている額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(その他)
- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、職員給与規程の規定に準ずる。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
(平成26年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成26年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の170」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
(平成27年3月31日から引き続き常勤役員である者の本給月額の特例)
- 2 施行日の前日から引き続き常勤役員である者の、当該役員として受ける本給月額が、同日

において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日又は施行日を含む任期に係る期間の末日のいずれか早い日までの間、本給月額及びその差額に相当する額の合計額を本給として支給する。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月10日から施行する。ただし、改正後の役員給与規程第4条、第11条については平成27年4月1日から適用する。
(平成27年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成27年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月5日から施行する。
(平成28年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月15日から施行する。
(平成29年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月11日から施行する。
(平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則
(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。
(令和元年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の

適用については、同条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年11月27日から施行する。
(令和2年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月13日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第10条第2項又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から改正前の役員給与規程により令和3年12月に支給された期末特別手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
(端数計算)
- 3 前項に規定する基準額又は調整額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月5日から施行する。
(令和4年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第10条第2項の適用については、同条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。